

## 令和2年度 第12回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎 3階 大会議室

3 出席委員 (27人)  
会長 15番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

### 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (1人)  
4番 金信正明 委員

### 5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第67号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第70号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

### 6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局 只今より、令和2年度第12回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございますが18番 数馬委員、19番 美田委員にお願いします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が4番 金信委員より出ております。

### (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第12回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 農家相談はなかったようです。

### (5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事についてご説明をさせていただきます。始めに議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり1件の申請で賃借権の設定でございます。下限面積につきましては備考欄に記載のとおりで許可要件を満たしていると考えています。

続いて、議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案の4ページのとおり2件の申請がございました。番号1は、農業用倉庫の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域に指定されておりまして、第3種農地に該当します。原則許可でございます。番号2は、共同住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりまして、第3種農地に該当し原則許可でございます。

続いて、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案6ページから7ページのとおり5件の申請がございました。番号1は宅地分譲でございます。都市計画用途地域の第1種・第2種中高層住居専用地域に指定されておりまして、第3種農地に該当します。番号2は宅地分譲で、都市計画用途地域、第2種中高層住居専用地域に指定されております。第3種農地

で、原則許可でございます。番号3は宅地の拡張でございます。農地区分は集団農地の続きにある農地ですので、第1種農地に該当します。許可根拠は既存施設の拡張でございます。番号4は太陽光発電施設を設置するものでございます。農地区分は管理設道路沿道の区域のため第3種農地に該当し、原則許可でございます。番号5につきましては、一時転用により営農型太陽光発電を行うものでございます。農地区分は農用区域内農地で許可根拠は一時転用でございます。この農地につきましては、これまでも一時転用によって太陽光施設の下でミョウガの栽培をしていたところでありまして、夏場の生育不良、病気が発生したということでミョウガの栽培をやめて、他に何か新しい物を作ろうかと検討されていたところで、他県の事例を参考に兵庫県の上郡町の事例なんですけどドクダミの栽培を思いつかれまして、今回の一時転用の更新のタイミングで栽培作物の変更とあわせて申請されたものでございます。

続いて、議案第67号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。9ページのとおり2件の申請が出ております。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第68号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。12ページから66ページのとおり159件の利用権設定の申し出がございます。67から70ページのとおり所有権移転が4件ございます。

議案第69号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については80ページのとおり1件、農用地からの除外の協議が出ております。

最後に、議案第70号 農用地利用配分計画については90ページから97ページのとおり12件の協議がございます。

本日の議案は以上でございます。

#### 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、早速議案の進行に入ります。議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 只今の案件につきましてはないようでございますので、賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

#### 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮り致します。本件につきましては本日、午前10時より当番委員であります衣笠委員、西谷委員、藤井代理、石賀主幹、宮本主任と私の6名で調査に行きまして参りましたので、代表して衣笠委員より報告をお願い致します。

10番 10番 衣笠です。第65号議案の2件について、問題なしということをお報

告したいと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたように問題なしということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。この件につきましても現地に行っておりますので、先程同様衣笠委員より報告をお願い致します。

10番 10番 衣笠です。第66号議案の5件についても、問題なしということをお報告したいと思います。

議 長 はい、只今報告がございましたすべての案件でございますが現地の調査の結果問題なしということでございますので、皆さんにお諮り致します。議案に対する質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。

議案第67号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第67号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。現地確認の説明をお願い致します。

10番 10番 衣笠です。第67号議案についても、問題なしということをお報告します。

議 長 はい、ありがとうございました。議案第67号につきましても只今報告がございましたとおりの問題なしということでございます。委員の皆さんにお諮り致します。ご質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 それでは議案第68号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、事務局の説明を受ける前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。12ページ番号1番から13ページ番号3番の〇〇〇〇〇〇〇〇は6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局。

事務局 12ページ番号1番、〇〇〇〇〇〇の5筆の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか13ページ番号3番まで合計いたしまして8筆、6, 195㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、藤井委員の案件につきまして説明がございました。只今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないということでございますので、採決に入ります。只今の案件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは承認いたします。藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、13ページ番号4番と5番は17番 原田委員に係る案件でございますので、原田委員の退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 13 ページ番号4番、〇〇〇〇の3筆の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりで、そのほか番号5番まで合計5筆、12,094㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今説明がございました。質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 それでは承認といたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。

続きまして、14 ページ番号6番、7番及び36 ページ番号74番は18番 數馬委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議長 それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 14 ページ番号6番でございます。〇〇の3筆3,696㎡の賃借権の設定でございます。その他番号7番、36 ページ番号74番とあわせまして、合計9筆9,027㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以下記載のとおりでございます。以下記載のとおりでございます。以下記載のとおりでございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 それでは數馬委員に関する案件について、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認といたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議長 數馬委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

続きまして、35ページ番号71番は3番 船越委員に係る案件でございますので、船越委員の退席を求めます。

(船越委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 35ページ番号71番でございます。〇〇の水田1筆の343㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、船越委員の案件について説明がございました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数ということで承認いたします。船越委員の入場を求めます。

(船越委員 入場・着席)

議 長 船越委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。

続きまして、36ページ番号72番は10番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは、事務局。

事務局 36ページ番号72番でございます。〇〇〇の2筆7, 411㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今説明がございました。質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、異議なしの方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、36ページ番号73番は14番 松本委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(松本委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明してください。

事務局 36ページ番号37番、〇〇の2筆、1,973㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今説明がございました。ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

続きまして、53ページ番号121番は2番 高見委員に係る案件でございますので、高見委員の退席を求めます。

(高見委員 退席)

議 長 それでは説明してください。

事務局 53ページ番号121番でございます。〇〇の6筆、9,582㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、高見委員の案件につきまして説明がございました。ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)





うけ、作らしたれやって話になって、お願いすることになりました。

それからもう1つは30ページの55番から31ページの59番までですけれども。〇〇〇〇さんの件につきましては、事務局から〇〇〇〇さんが、これを借りて牧草を作っておったんだけど、もうする人がいない。また貸している人ももうとてもじゃないができるような状態じゃない人ばかりで、藤井委員にもお願いして、この後する人いないだろうかって2人で探しましたけれどもすぐに見つかりませんで、それで〇〇さんに、ここをなんとかしないかえって言ったら、大豆か何かを作ってみようというようなことで、耕作してみようということになって、落ち着いたところです。報告です。以上です。

議 長 はい、細かいこともちゃんと説明していただきまして、ありがとうございます。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第68号農用地利用集積計画の決定について承認してもよろしいですか。異議なしの方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは承認といたします。

#### 議案第69号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、79ページ議案第69号倉吉農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をいたします。

事務局 議案の80ページからでございます。まず81ページからご説明させていただきます。除外の理由、計画用途につきましては資料に記載のとおりでございます。本協議地は宅地と県道と水路を挟んで高低差のある農地に囲まれた農地でございますが、県道からは高低差があるのと道が狭いということで機械が入ることができないという場所にありまして、そのために農地としての維持管理が困難ということで、相続人である〇〇〇〇〇さんがクヌギを植林するという計画でございます。協議地の概要等は以下に記載したとおりでございます。関係機関との調整状況は82ページの5番、6番に記載しております。市町村長の考え方につきましては83ページのとおりでございます。それ以降に図面等がついておりますのでご確認いただければと思います。80ページに戻っていただきたいと思っております。協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地というふうに考えています。許可根拠につきましては、周辺農地に影響なしでございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み、転用見込みありということで認められる案件と考えています。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。農業振興地域整備計画の変更でございます。ご質問ございませんか。皆さんも既にこれはご存じかと思っておりますけれども、こういう場合は、境界から必ず5メートルは離れたところから植林をするということに県の農業会議の方で決定しておりますので。各市町村もこれを倣えという

ことでございますので、また地元の農業委員さんが後で植えた後の確認をしていただくかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは只今の件につきまして異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしということで承認されましたので次に入らせていただきます。

議案第70号 農用地利用配分計画について

議 長 議案第70号 農用地利用配分計画についてお諮り致します。本日の農用地利用配分計画の利用配分計画各筆明細に該当委員に係る案件がございます。この案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは早速ですけれども、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席を求めるものでございます。94ページ番号2番から96ページ6番までは18番 數馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長 それでは事務局説明してください。

事務局 94ページ番号2番、22筆の水田の賃借権の配分計画でございます。その他96ページの番号6番まで合計38筆の賃借権設定の配分計画案でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 只今、數馬委員の案件につきまして説明がございました。委員の皆さんより、質問、ご意見を受けたいと思えますがありませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは採決を取ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたので報告いたします。

それでは続きまして、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 90ページ利用配分計画各筆明細についてでございます。90ページから97ページまでに記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営状況につきましては98ページから103ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 只今、すべての説明がございました。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、異議ない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。異議なしということで承認と致します。以上を持ちまして議事は終了とさせていただきます。

#### (6) その他

議長 続きまして、別冊その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思えます。事務局説明してください。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。2ページ番号1番は〇〇〇〇〇さんからで、〇の水田、2筆の売買、賃貸借や使用貸借でもいいのでお願いしたいということでございました。3ページ番号2番は〇〇〇〇〇さんの娘さんであります〇〇さんの方からご相談がございました。水田1筆の賃貸借の相談でございます。以上、あっせん委員の選任についてお願いいたします。

議長 はい、只今報告がございましたあっせん申出のあった件につきまして審議いたします。1番の〇〇〇〇〇さんの件でございます。〇〇地区になりますので、藤原委員と河野委員の2人で。

藤原推進委員 ちょっと報告させていただきます。〇〇の推進委員の藤原です。〇〇さんの案件につきまして、昨日集落の方と一緒に現場の方を見に行ってきました。地図に2筆あるわけですが、下の方のところには、まだ今年の稲刈りが終わってらん状況でして、他にもずっと〇集落の状況を確認してみたわけですが、数カ所そういう稲刈りが終わっていない、そのまま放置してあるという所がありました。ここに書いてある案件についてはあっせんを進めていくわけですが、この他にも数多くそういう状況になっていることを報告させていただきますし、なぜそうなったかということですが、耕作、収穫を放棄、それから今年になって集落を出て行くというような情報も入っておりまして、まだまだたくさん出てくるような状況が懸念されます。ということで私、あっせん委員といたしますけれども、河野委員と金信委員にも一緒になっていただいて、その集落地域のこれからのことを考えていきたいということでございます。以上です。

議長 はい。私の方に情報が入るとるのが、○の○○さんが4月いっぱいに関東の方に行ってしまうということでその田んぼをどうするかということ懸念されておりまして。改良区にも連絡があったもんですから、それでとりあえず地元の理事の方から本人と賦課金についての契約書を書かせるからということもしたいということで連絡がありました。ならその後についてはどうするだいた。それは誰かに作ってもらう方向で考えていきたいということをおっしゃるようでございます。それから次の○○、塚根委員お願いします。

続きまして、農地等のあっせん活動の状況について報告をお願いします。數馬委員。

18番 はい、1番の件については數馬が作るようになりました。以上です。

議長 よろしくをお願いします。続きましては、○○○の件ですね。河野委員。

7番 河野です。相談者の○○○○さんに事情を聞きまして、ここの○○郵便局の道路を挟んで真ん前にありますけれども。その田んぼから3枚○○○○さんが大豆を作っておられましたけれども、その田んぼに水が当たらないということで。大豆植えても、ずっと植えていて収量が低下してくる、収入も少なくなってくるということで返されまして。○○さんは、とても管理することはできないので、売買希望ということで、この田んぼだけでなしに、○○○○にあります1反半くらいの樹園地の跡も売りたいので世話してもらえないだろうかということと、○○○地内にある宅地もなんとか売買の方も世話してもらえないかということもありました。いろいろなところに話を聞いてみたところ、田んぼは水が当たるところは多分買い手がないだろうということで、何人か当たってみましたがあまりいい返事はありませんで、本人が管理できないので、20数年前に牧草が作ってあったということで、○○○○の○○君に相談したところ、機械も大型化していて、そこはちょうど用水を跨いで入らないといけないので、今の機械は、めげてしまうので土地としてはいいけどちょっと借りんということでした。最終的に、山羊を飼っておられる○○さんに話をし、お金はよう払わんけど利用権を設定した形で借りてもいいという返事をほんの数日前にいただきましたので、それで本人にも連絡したところできれば手放したいけどそういうことなら仕方ないと。諸事情を考えて買ってくれる人がないということだったら、管理してもらおうという形で借りてもらいたいということでございました。以上です。

議長 あそこの通りはね、実は一番下に、この前からよく出てくる○○○○さんという人がされとるんだけど、どうしても水が行かないと。ですから報告がありました山羊を飼っておられるあの方が一番、家も近くだしね、いいかなと思っておったら、そのようにあっせんしていただいたので、大変ありがたいなというふうに思いましたので、今後ともよろしくをお願いします。

続きまして、農事組合法人の設立について石賀主幹より。

事務局 農事組合法人が設立しましたので報告いたします。名称は○○○○○○○○○です。法人設立日は2月1日、事務所は○○○○○ー○、代表者は○○○○さん。事業の内容は記載のとおりでございます。会計年度は2月1日から翌年1月31日まで、認定農業者になられたところでございます。農事組合法人

の設立については以上でございます。

農地利用最適化業務活動日誌の提出についてということで、活動の内容によっては、1活動あたり5,000円を報酬に上乗せしてお支払いすることができます。5月の報酬と一緒にお支払いしたいというふうに考えておりますが、日誌が根拠になりますので、提出をお願いします。以上でございます。

9番 すいません、こんなは。

事務局 毎年発行している新規設立した農業法人を紹介する冊子です。倉吉市では2法人が設立してます。ご確認いただいたらと思います。以上です。

議長 よろしいですか、他にございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時30分 閉会 —